

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 趣旨

横浜文化体育館再整備事業において整備する横浜武道館の利用料金の上限について、昨年 10 月に改正しました横浜市スポーツ施設条例の一部を改正します。

2 改正理由

横浜武道館は、概ね 2 年前から大規模なイベント等の予約が入ることをふまえ、昨年 10 月に横浜市スポーツ施設条例の改正を行い、利用料金の上限を定めました。

条例改正後、令和 2 年 7 月の供用開始（※）が決定しましたので、供用開始時点の消費税率を考慮した管理運営コスト等の見直しを行い、コストに対する適切な利用者負担を図るため、あらためて条例改正を行うものです。

※一般利用の開始は、令和 2 年 9 月を予定しています。

3 改正内容

スポーツ施設条例の別表第 3 第 2 号における横浜武道館の利用料金について、下表のとおり上限金額を改正します。

ア 横浜武道館

種別		単位	現行 利用料金（円） （上限金額）	改正後 利用料金（円） （上限金額）
個人 利用	武道場	1 人 2 時間につき	540	550
	アリーナ内多目的スペース		中学生以下の者 330	中学生以下の者 330
貸切 利用	アリーナ	1 日につき	入場料等を徴収しない場合 388,000	395,000
			入場料等を徴収する場合 996,000	1,015,000
	武道場		入場料等を徴収しない場合 144,000	147,000
			入場料等を徴収する場合 215,000	219,000
多目的室	93,000	95,000		
駐車場	大型車	1 台 1 時間につき	1,200	1,200
	その他のもの		600	600
附帯設備		1 式又は 1 台、 1 日につき	281,000	286,000

参考 改定後の利用料金について(現在検討中の案)

(1) アリーナ		曜日	現行		改正後案	
			利用料金	条例で定める上限額	利用料金	条例で定める上限額
			一日	一日	一日	一日
入場料を徴収しない場合	練習	平日	27,000	388,000	27,500	395,000
		土日祝	35,640		36,300	
	大会・各種集会	平日	71,280		72,600	
		土日祝	92,880		94,600	
	営業宣伝	平日	298,080		303,600	
		土日祝	387,720		394,900	
入場料を徴収する場合	有料・非興行	平日	298,080	996,000	303,600	1,015,000
		土日祝	387,720		394,900	
	興行	平日	766,800		781,000	
		土日祝	995,760		1,014,200	

(2) 武道場		曜日	現行		改正後案	
			利用料金	条例で定める上限額	利用料金	条例で定める上限額
			一日	一日	一日	一日
入場料を徴収しない場合	練習	平日	36,720	144,000	37,400	147,000
		土日祝	45,360		46,200	
	大会・各種集会	平日	54,000		55,000	
		土日祝	72,360		73,700	
	営業宣伝	平日	108,000		110,000	
		土日祝	143,640		146,300	
入場料を徴収する場合	有料利用	平日	162,000	215,000	165,000	219,000
		土日祝	214,920		218,900	

(3) 多目的室		曜日	現行		改正後案	
			利用料金	条例で定める上限額	利用料金	条例で定める上限額
			一日	一日	一日	一日
1面	通常利用	平日	6,804	93,000	6,930	95,000
		土日祝	8,856		9,020	
	営業・有料利用	平日	20,520		20,900	
		土日祝	27,000		27,500	
全面	通常利用	平日	31,320		31,900	
		土日祝	36,720		37,400	
	営業・有料利用	平日	72,360		73,700	
		土日祝	92,880		94,600	